

参考 《インフルエンザによる出席停止について》

インフルエンザによる学校の出席停止期間は、

「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」

（学校保健安全法施行規則第19条 2012年4月1日改正）

※「発症した後5日を経過」しても、出席停止期間が伸びる場合があります。**解熱した日を基準**にしてください。（下表参照）

※発症日（0日目）は病院に受診した日ではなく、インフルエンザ症状（38度程度の発熱等）が始まった日です。病院受診時に医師に**発症日を確認**してください。

(/)に日付を入れて算出する →	発症0日目 (/)	発症1日目 (/)	発症2日目 (/)	発症3日目 (/)	発症4日目 (/)	発症5日目 (/)	発症6日目 (/)	発症7日目 (/)	発症8日目 (/)
例1 発症当日にすぐ熱が下がった場合	発熱/解熱	解熱後1日	解熱後2日	発症後3日	発症後4日	発症後5日	登校可能		
例2 発症後1日目に熱が下がった場合	発熱	解熱	解熱後1日	解熱後2日	発症後4日	発症後4日	登校可能		
例3 発症後2日目に熱が下がった場合	発熱	発熱	解熱	解熱後1日	解熱後2日	発症後4日	登校可能		
例4 発症後3日目に熱が下がった場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日	解熱後2日	登校可能		
例5 発症後4日目に熱が下がった場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日	解熱後2日	登校可能	
例6 発症後5日目に熱が下がった場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日	解熱後2日	登校可能

※これ以降は、解熱した日によって出席停止期間が延長されます。